



流山市監査委員告示第4号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市選挙管理委員会委員長及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和7年3月31日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

藤井 俊行

